

京都市住宅用家屋証明事務取扱規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年7月4日

京都市長 門川 大作

京都市規則第18号

京都市住宅用家屋証明事務取扱規則の一部を改正する規則

京都市住宅用家屋証明事務取扱規則の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を第8号とし、第5号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 申請家屋が租税特別措置法第74条の3第1項に規定する増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したものであり、当該家屋が租税特別措置法施行令第42条第1項の規定に該当することの証明を申請する場合にあっては、同令第42条の2の2第2項各号に掲げる工事がされたことを証する書類(当該家屋について同項第7号に掲げる工事に要した費用の額が50万円を超える場合にあっては、当該書類及び同号に規定する保証保険契約が締結されていることを証する書類)

第2条第4号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 申請家屋が建築後使用されたことのない家屋を取得したものであり、当該家屋が租税特別措置法施行令第41条の規定に該当することの証明を申請する場合にあっては、当該取得の直前の所有者又は当該家屋について宅地建物取引業(宅地建物取引業法第2条第2号に規定する宅地建物取引業をいう。)に係る取引(代理又は媒介に限る。)をした宅地建物取引業者(同条第3号に規定する宅地建物取引業者をいう。以下同じ。)が、当該家屋が建築後使用されたことのないものであることを証する書類

第1号様式注以外の部分中「認定低炭素住宅に該当するもの」を 認定低炭素住宅
租税特別措置法

に該当するもの

第74条の3第1項に規定する増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したも

の」に、

「

構 造	<input type="checkbox"/> 石造, れんが造, コンクリートブロック造, 鉄骨造, 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他
-----	---

を

」

「

構 造	<input type="checkbox"/> 石造, れんが造, コンクリートブロック造, 鉄骨造, 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他
区分建物の耐火性能	<input type="checkbox"/> 耐火又は準耐火 <input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第41条第2号ロに該当するもの
工事費用の総額	円
売 買 価 格	円

に改め, 同

」

様式注に次のように加える。

- 5 区分建物の耐火性能の欄は, 区分建物について証明を申請する場合にのみ記入してください。
- 6 租税特別措置法第74条の3第1項に規定する増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したものについて証明を申請する場合にのみ, 工事費用の総額の欄に租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項各号に掲げる工事に要した費用の合計額を, 売買価格の欄に当該家屋の取得の対価の額を記入してください。

第2号様式注以外の部分中「認定低炭素住宅に該当するもの」を 認定低炭素住宅 租税特別措置法

に該当するもの

第74条の3第1項に規定する増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したも

の」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(行財政局税務部税制課)